



平成19年10月25日

各 位

会 社 名 アルゼ株式会社
代表者名 代表取締役兼最高経営責任者（CEO）
余 語 邦彦
（JASDAQ・コード6425）
問合せ先 取 締 役 堀 義人
電 話 03-5530-3055（代表）

株式会社セタに対する公開買付けの開始に関するお知らせ

アルゼ株式会社（以下、「当社」及び「公開買付者」といいます。）は、平成19年10月5日付「当社子会社（株式会社セタ）の株式公開買付の決議に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社セタ（証券コード4670、以下「対象者」といいます。）の株式を公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしました。本日開催の当社取締役会において、その詳細につき決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は本開示資料提出日現在、対象者の発行済株式総数の約68.45%（9,029,000株）を所有し、対象者を連結子会社としておりますが、このたび対象者を当社の完全子会社とし、当社を対象者に対する経営への影響力を高めることを目的として、対象者の発行済株式のうち、当社が保有する対象者の株式及び対象者が保有する自己株式を除いた、対象者株式の全部を公開買付けにより取得することといたしました。そのため、当社は、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限及び下限を設定しておりませんので、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申し込みに対する承諾又は売付け等の申し込みをした者が本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の全部の買付け等を行います。

そのため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式に係る株券は、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、当社は、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、後記記載の手法により、対象者を完全子会社化することを予定しております。その場合には、対象者株式に係る株券は上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式に係る株券をジャスダック証券取引所において取引することはできなくなり、対象者株式を将来売却することが困難になることが予想されます。

(2) 本公開買付けに関する合意等

対象者は、平成 19 年 10 月 9 日開催の取締役会において、買付価格に対する意見を留保のうえ、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っており、平成 19 年 10 月 25 日開催の対象者取締役会において、買付価格の点も含めて、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議をしております。

また、平成 19 年 10 月 25 日に、当社は、対象者の株主である富士本淳氏（当社代表取締役社長）（平成 19 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「株式所有割合」といいます。）7.03%）、野中誠之氏（対象者取締役）（株式所有割合 0.87%）、赤司俊雄氏（株式所有割合 0.38%）、鈴木輝彦氏（株式保有割合 0.10%）との間で、それぞれその保有する対象者の株式の全部について本公開買付けに応募することを合意しております。

(3) 本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

当社は、パチスロ機・パチンコ機等の遊技機の開発・製造・販売、パチスロ機のレンタル、業務用ゲーム機器の開発・製造・販売を主たる業務とする会社です。

対象者は、昭和 60 年に創業し、電子機器部品の国内販売及び輸出入販売、娯楽ゲーム機械の国内販売及び輸出入販売、コンピュータ用ソフトウェアの作成及び販売を行ってまいりましたが、平成 11 年 2 月に当社を割当先とした第三者割当増資を実施し、当社の連結子会社となりました。対象者は、当社が資本参加したことをきっかけに、パチスロ機・パチンコ機等の遊技機に係る周辺機器の開発・製造・販売ならびにレンタル事業にも参入いたしました。また、平成 18 年 3 月にも当社を割当先とした第三者割当増資を実施し、当社との関係を強固なものとしてきました。

現在、対象者は、玉貸し機、メダル貸し機を中心に、パチスロ機・パチンコ機等の遊技機に係る周辺機器の開発・製造・販売を行っておりますが、遊技人口の減退による遊技ホール間の競争激化やパチスロ機の旧基準機から新基準適合機への入替えに伴う遊技ホールの設備投資負担が重なり、ホールの遊技機以外への設備投資意欲が弱まる中、加盟店舗数を増やしてまいりました。

一方、対象者内において、対象者が平成 19 年 10 月 2 日付「平成 19 年 3 月期の売上処理についての調査結果のお知らせ」において公表いたしましたとおり、同社内コンプライアンス委員会の調査の結果、同社において不適切な決算処理が行われており、この不適切な決算処理に同社元代表取締役及び元専務取締役が積極的に関与していたこと、また、不適切な売上計上額が概算で 800 百万円程度と同社の売上高に及ぼす影響が重大であることが判明いたしました。

当社は、かねてより当社グループの事業再編を進めておりましたが、上記対象者における一連の件に鑑み、グループ内の体制の見直しを行いました。その結果、遊技機の周辺機器事業拡大に向けた機動力強化、遊技機事業とのシナジーの増大、対象者の経営体質の抜本的改善を目的として対象者を完全子会社化することは、当社グループ全体の利益拡大のために必要不可欠であり、当社グループ価値の増大につながるものと判断いたしました。

また、対象者が独立性を持ちながら、不適切な決算処理が起り得ない経営体質に改善し、当社グループの経営戦略に沿った役割を果たしていくことは困難であると考え、完全子会社化により、対象者の経営により深く関与することが重要であると判断いたしました。

さらに、当社グループ価値の毀損を防ぐためには、対象者の経営体質の改善にいち早く着手する必要があると判断し、公開買付けにて対象者の完全子会社化を行うことを決定いたしました。

当社は、対象者の完全子会社化の完了後、グループの競争力強化、収益力強化によるさらなる企業価値の向上を目指し、①対象者の全国各支店の、当社の営業拠点への統合によるコスト削減、②営業、技術サポート機能の当社への移管による、周辺機器事業に係る意思決定の迅速化、遊技機の営業ノウハウ活用による周辺機器の営業力強化並びに開発、営業の連携強化による製品開発力の向上、③基幹系業務（経理・財務、購買、販売管理、出荷・在庫管理業務等）への情報システム導入による、内部統制の強化ならびにコスト削減等を行うことを検討しております。

以上の経緯により、当社は、対象者の完全子会社化の一環として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

（４）買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けの買付価格である1株当たり240円を決定するにあたり、第三者算定人であるフロンティア・マネジメント株式会社（以下、「フロンティア・マネジメント」といいます。）が提出した株式価値算定書（以下、「株式価値算定書」といいます。）を参考にしつつ、対象者との間で生み出されるシナジー効果、対象者の社内コンプライアンス委員会の調査結果、対象者の平成19年3月期（平成18年4月1日～平成19年3月31日）に係る有価証券報告書の訂正報告書の内容、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、対象者と協議・交渉した結果等も踏まえ、かつ、平成19年10月4日における対象者株式の終値が230円であることに鑑み、当社は、平成19年10月25日開催の取締役会において、本公開買付けにおける買付価格を1株当たり240円とすることに決定いたしました。

なお、当社取締役会における上記の決議には、当社の代表取締役社長である富士本淳氏は、対象者の大株主であることに鑑み、利益相反回避の観点から、特別利害関係人として取締役会の審議及び決議に参加しておりません。

対象者は、平成19年8月23日付で「過去の業績に影響を与える可能性のある事象の発生及びこれに伴う平成20年3月期第1四半期財務・業績の概況発表予定日延期のお知らせ」により決算修正の可能性を開示し、また、平成19年10月2日付で「平成19年3月期の売上処理についての調査結果のお知らせ」により売上修正額の概算額を開示しているため、当社としては、これらの開示がなされる前の株価は、対象者の売上等の金額が修正される前の決算を考慮した水準であることに留意する必要があると考えております。

なお、本公開買付けの価格は、株式価値算定書では、市場株価平均法については、公開買付者が「当社子会社（株式会社セタ）の株式公開買付の決議に関するお知らせ」により公開買付けの予定買付価格を示した平成19年10月5日以降は、対象者の市場株価は、当該予定価格を織り込んで推移していると考えられるため、平成19年10月4日を基準日としております。平成19年10月4日を基準日とした場合、株式会社ジャスダック証券取引所（以下、「ジャスダック証券取引所」といいます。）における対象者株式の基準日終値230円、対象者の売上修正額の概算額を開示した翌日である平成19年10月3日（対象者が行った「平成19年3月期の売上処理についての調査結果のお知らせ」開示日の翌日）からの2取引日終値単純平均値205円、1ヶ月終値単純平均値241円、対象者が決算修正の可能性を開示した翌日である平成19年8月24日（決算修正に関する開示日の翌日）からの終値単純平均値244円（それぞれ、小数点以下四捨五入）に対して、それぞれ4.3%、17.1%、-0.4%、-1.6%（それぞれ、小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアム（マイナス表示はディスカウント）となる金額に相当します。

一方、対象者の取締役会は、当社が対象者の普通株式に係る議決権の3分の2以上を保有しているため、利益相反回避の観点から、当社及び対象者から独立した第三者算定人である株式会社ディスクロージャー（以下、「ディスクロージャー」といいます。）より、対象者株式の株式価値に関する企業価値評価報告書（以下、「企業価値評価報告書」といいます。）を受領しました。対象者は、企業価値評価報告書を参考にしつつ、リーガルアドバイザーである弁護士の菅弘一氏より本公開買付けに関する法的助言をもとに、当社との間で十分な協議及び交渉を行い、本公開買付けに関する諸条件を慎重に検討した結果、本公開買付けの諸条件は妥当であり、本公開買付けが対象者の株主に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、買付価格の点も含めて、平成19年10月25日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議をいたしました。

なお、対象者の取締役会における上記の決議には、対象者の取締役である野中誠之氏、西田紀明氏及び田中宗一郎氏は、当社の従業員であることに鑑み、利益相反回避の観点から、特別利害関係人として上記取締役会の審議及び決議に参加しておりません。本公開買付けに対する賛同意見の表明にかかる決議が行われた対象者の取締役会には、特別利害関係人とならない代表取締役の平林久和及び監査役3名のうち2名が出席し、上記の賛同意見の表明に関して出席取締役による決議がされているとともに、対象者の2名の出席監査役は、対象者取締役会が本公開買付けに賛同するとの意見を表明することに異議はない旨意見を述べております。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針

当社は、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。当社が対象者株式を買い付けた場合において、当社が保有する対象者の株式及び対象者が保有する自己株式を除いた対象者株式の全てを取得できなかった場合には、当社は当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（対価として金銭等を交付する場合がありますが、これに限られません。以下、「本株式交換」といいます。）の方法により、対象者の株主に対して対象者株式にかかる株式買取請求権行使の機会を提供しつつ、対象者株式の全てを取得することを予定しております。なお、当社は、本株式交換について、会社法第784条第1項に定める略式組織再編の制度を活用する可能性があり、対象者における株主総会の決議を要せずに実施する可能性があります。

当社は、対象者株式の全てを取得する方法につき、関連法令についての当局の見解、本公開買付け後の当社の株式所有割合及び当社以外の対象者株主の対象者株式の保有状況等によって、上記の方法に代えてそれと同等の効果を有する他の方法により、発行済の対象者株式の全てを取得する可能性があります。

本株式交換が行われる場合、交付されることとなる株式又は金銭等の額は現段階では未定ですが、それらの株式又は金銭等の額は、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準にする予定です。もっとも、対象者の事業を取り巻く環境の変化、株式市場並びに当社及び対象者の業績の変動等の影響といった特段の事情により、本公開買付けの買付価格とは異なることがあります。また、本株式交換に際して、対象者の株主が法令の手続きに従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができる場合がありますが、この場合の1株当たりの買取価格についても、本公開買付けの買付価格又は本株式交換により対象者の株主が受領する経済的価値と異なることがあります。本公開買付け、本株式交換又は本株式交換に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

なお、本公開買付けは、前述の手続きにおいて招集される可能性がある株主総会における対

象者の株主の皆様への議決権の行使を勧誘するものではありません。

(6) 上場廃止等となる見込がある旨及び上場廃止を目的とする理由

対象者株式は、現在、ジャスダック証券取引所に上場しておりますが、本公開買付けにおいては、遊技機の周辺機器事業拡大に向けた機動力強化、遊技機事業とのシナジーの増大、対象者の経営体質の抜本的改善を目的として対象者を完全子会社化することから、買付予定の株券等の数の上限が設けられておらず、応募株券等の全部の買付けが行われます。そのため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式に係る株券は、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、当社は、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、上記記載の手法により、対象者を完全子会社化することを予定しております。その場合には、対象者株式に係る株券は上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式に係る株券をジャスダック証券取引所において取引することはできなくなり、対象者株式を将来売却することが困難になることが予想されます。

なお、対象者は平成19年10月2日に「平成19年3月期の売上処理についての調査結果のお知らせ」を公表しておりますとおり、対象者の平成19年3月期の決算に不適切な処理があったことが判明いたしました。その結果、ジャスダック証券取引所において、虚偽記載により上場廃止基準に該当するおそれがあるとのことから、平成19年10月2日付けで監理ポストに割り当てられました。

また、対象者はすでに過年度分の決算の訂正を完了し、平成19年10月25日付で平成19年3月期（第25期）有価証券報告書等の訂正報告書を提出するとともに、平成19年10月25日付で平成19年3月期決算短信の訂正版を公表しておりますが、本件訂正に関してジャスダック証券取引所における、対象者株式の上場継続、廃止判断においていずれの結果であった場合も、最終的には、対象者株式は上場廃止となる予定でありますので、対象者株式に係る株券をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

2. 買付等の概要

(1) 対象者の概要

①商号	株式会社セタ																
②主な事業内容	パチスロ・パチンコ等遊技機の周辺機器の開発・製造・販売																
③設立年月日	昭和60年10月1日																
④本店所在地	東京都江東区有明三丁目1番地25																
⑤代表者の役職・氏名	代表取締役社長 平林 久和																
⑥資本金の額	2,495,050千円（平成19年3月31日現在）																
⑦大株主及び持株比率 （平成19年3月31日現在）	<table border="0"> <tr> <td>アルゼ株式会社</td> <td>68.45%</td> </tr> <tr> <td>富士本 淳</td> <td>7.03%</td> </tr> <tr> <td>芥須 繁雄</td> <td>1.64%</td> </tr> <tr> <td>港 宣也</td> <td>0.95%</td> </tr> <tr> <td>松井 公治</td> <td>0.91%</td> </tr> <tr> <td>野中 誠之</td> <td>0.87%</td> </tr> <tr> <td>渡辺 裕之</td> <td>0.87%</td> </tr> <tr> <td>根本 寿和</td> <td>0.75%</td> </tr> </table>	アルゼ株式会社	68.45%	富士本 淳	7.03%	芥須 繁雄	1.64%	港 宣也	0.95%	松井 公治	0.91%	野中 誠之	0.87%	渡辺 裕之	0.87%	根本 寿和	0.75%
アルゼ株式会社	68.45%																
富士本 淳	7.03%																
芥須 繁雄	1.64%																
港 宣也	0.95%																
松井 公治	0.91%																
野中 誠之	0.87%																
渡辺 裕之	0.87%																
根本 寿和	0.75%																

	高英商事有限会社	0.72%
	庄野 道子	0.65%
⑧買付者と対象者の関係等	資本関係	公開買付者は、対象者の発行済株式総数の約68.45%の株式(9,029,000株)を保有しております。
	人的関係	公開買付者は対象者に対して野中誠之、西田紀明及び田中宗一郎の3名を取締役として派遣しており、このうち、西田紀明と田中宗一郎は、「会社法第2条第15号」に定める社外取締役であります。このほか、公開買付者は対象者へ従業員を1名出向しております。
	取引関係	公開買付者と対象者との間には以下の取引関係があります(取引額は平成19年3月期)。 ① 対象者への商品販売、対象者から製品開発受託747,566千円 ② 対象者からの事務所賃借料、システムサポート料受取59,875千円 ③ 対象者からの部品・商品・製品の仕入、対象者への製品開発委託1,216,322千円 ④ 対象者へのロイヤリティ支払9,069千円 ⑤ 対象者からの貸付金返済450,000千円 ⑥ 対象者からの受取利息8,320千円
	関連当事者への該当状況	対象者は公開買付者の連結子会社であり、関連当事者に該当いたしません。

(2) 買付け等の期間

①届出当初の買付け等の期間

平成19年10月26日(金曜日)から平成19年12月10日(月曜日)まで(31営業日)

②対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

③期間延長の確認連絡先

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1株につき金240円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

本公開買付けにおける買付価格である1株当たり240円は、第三者算定人であるフロンテ

リア・マネジメントが提出した株式価値算定書を参考にしつつ、対象者との間で生み出されるシナジー効果、対象者の社内コンプライアンス委員会の調査結果、対象者の平成19年3月期（平成18年4月1日～平成19年3月31日）に係る有価証券報告書の訂正報告書の内容、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者と協議・交渉した結果等も踏まえ、決定されたものです。なお、対象者は、平成19年8月23日付で「過去の業績に影響を与える可能性のある事象の発生及びこれに伴う平成20年3月期第1四半期財務・業績の概況発表予定日延期のお知らせ」により決算修正の可能性を開示し、また、平成19年10月2日付で「平成19年3月期の売上処理についての調査結果のお知らせ」により売上修正額の概算額を開示しているため、公開買付者としては、これらの開示がなされる前の株価は、対象者の売上等の金額が修正される前の決算を考慮した水準であることに留意する必要があると考えております。

フロンティア・マネジメントは、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。株式価値算定書によりますと、市場株価平均法では205円から244円、類似会社比較法では54円から228円、DCF法では139円から269円のレンジが対象者の1株当たりの株式価値の算定結果として示されました。なお、株式価値算定書では、市場株価平均法については、公開買付者が「当社子会社（株式会社セタ）の株式公開買付の決議に関するお知らせ」により公開買付けの予定買付価格を示した平成19年10月5日以降は、対象者の市場株価は、当該予定価格を織り込んで推移していると考えられるため、平成19年10月4日を基準日としております。加えて、対象者において、平成19年10月2日付で「平成19年3月期の売上処理についての調査結果のお知らせ」により売上修正額の概算額の発表があった、平成19年10月2日の翌日以降の終値株価を分析しております。

その上で、当社は、フロンティア・マネジメントが提出した株式価値算定書を参考にしつつ、対象者との間で生み出されるシナジー効果、対象者の社内コンプライアンス委員会の調査結果、対象者の平成19年3月期（平成18年4月1日～平成19年3月31日）に係る有価証券報告書の訂正報告書の内容、対象者の平成20年3月期（平成19年4月1日～平成20年3月31日）に係る業績予想の修正内容、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの見通し等を、総合的に勘案し、かつ、対象者と協議・交渉した結果等も踏まえ、公開買付者は、平成19年10月25日開催の取締役会において、本公開買付けにおける買付価格を1株当たり240円とすることに決定いたしました。

なお、本公開買付けの価格は、平成19年10月4日を基準日とした場合、ジャスダック証券取引所における対象者株式の基準日終値230円、平成19年10月3日（対象者が行った「平成19年3月期の売上処理についての調査結果のお知らせ」開示日の翌日）からの2取引日終値単純平均値205円、1ヶ月終値単純平均値241円、平成19年8月24日（決算修正に関する開示日の翌日）からの終値単純平均値244円（それぞれ、小数点以下四捨五入）に対して、それぞれ4.3%、17.1%、-0.4%、-1.6%（それぞれ、小数点以下第二位を四捨五入）のプレミアム（マイナス表示はディスカウント）となる金額に相当します。

②算定の経緯

（i）普通株式

対象者が、平成19年10月2日付で「平成19年3月期の売上処理についての調査結果のお知らせ」において公表したとおり、対象者社内のコンプライアンス委員会の調査の結果、対象者において不適切な決算処理が行われていることが判明しました。公開買付者は、かね

てより公開買付者グループの事業再編を進めておりましたが、今般の対象者に関する一連の件を鑑み、グループ内の体制の見直しを行いました。この結果、対象者を完全子会社化し、遊技機の周辺機器事業拡大に向けた機動力強化、遊技機事業とのシナジーの増大、対象者の経営体質の抜本的改善を目的として対象者を完全子会社化することは、公開買付者グループ全体の利益拡大のために不可欠であり、公開買付者グループ価値の最大化につながるものと認識いたしました。また、対象者が独立性を持ちながら、不適切な決算処理が起り得ない経営体質に改善し、公開買付者グループの経営戦略に沿った役割を果たしていくことは困難であると考え、親会社としての今後の対応を早期に表明することで、無用な混乱を避けるべきであると判断いたしました。以上を踏まえ、平成19年10月3日付の公開買付者取締役会にて、対象者を完全子会社化することを決定いたしました。

さらに、当社グループ価値の毀損を防ぐためには、対象者の経営体質の改善にいち早く着手する必要があると判断し、平成19年10月4日付の当社取締役会にて、公開買付けにて対象者の完全子会社化を行うこと、ジャスダック証券取引所による対象者の上場継続又は上場廃止の決定に関わらず、直近の株価動向を勘案し、公開買付けの価格を1株当たり240円とすることを決定いたしました。

その後、当社は、本公開買付けを実施するにあたって、第三者算定人であるフロンティア・マネジメントに平成19年10月9日付けで対象者の株式価値評価を依頼しました。フロンティア・マネジメントは、当社からのかかる依頼に基づき、対象者の株式価値の評価を行い、当社は、フロンティア・マネジメントより、平成19年10月24日に株式価値算定書を取得しました。

フロンティア・マネジメントは、市場株価平均法、類似会社比較法及び「DCF法」の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。株式価値算定書によりますと、市場株価平均法では205円から244円、類似会社比較法では54円から228円、DCF法では139円から269円のレンジが対象者の1株当たりの株式価値の算定結果として示されました。なお、株式価値算定書では、市場株価平均法については、当社が「当社子会社（株式会社セタ）の株式公開買付の決議に関するお知らせ」により公開買付の予定価格を示した平成19年10月5日以降は、対象者の市場株価は、当該予定価格を織り込んで推移していると考えられるため、平成19年10月4日を基準日としております。加えて、対象者において、平成19年10月2日付で「平成19年3月期の売上処理についての調査結果のお知らせ」により売上修正額の概算額の発表があった、平成19年10月2日の翌日以降の終値株価を分析しております。

その上で、当社は、フロンティア・マネジメントが提出した株式価値算定書を参考にしつつ、対象者との間で生み出されるシナジー効果、対象者の社内コンプライアンス委員会の調査結果、対象者の平成19年3月期（平成18年4月1日～平成19年3月31日）に係る有価証券報告書の訂正報告書の内容、対象者の平成20年3月期（平成19年4月1日～平成20年3月31日）に係る業績予想の修正内容、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付けの見通し等を、総合的に勘案し、かつ、対象者と協議・交渉した結果等も踏まえ、平成19年10月25日開催の取締役会において、本公開買付けにおける買付価格を1株当たり240円とすることに決定いたしました。

なお、当社取締役会における上記の決議には、当社の代表取締役社長である富士本淳氏は、対象者の大株主であることに鑑み、利益相反回避の観点から、特別利害関係人として上記取締役会の審議及び決議に参加していません。

(ii) 買付価格の公正性を担保するためのその他の措置及び利益相反を回避するための措置

対象者の取締役会は、当社が対象者の普通株式に係る議決権の3分の2以上を保有していることから、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定人である株式会社ディスクロージャーにより、対象者株式の株式価値に関する企業価値評価報告書を受領しました。企業価値評価報告書では、市場株価平均法、類似会社比較法、DCF法、純資産法の各手法を用いて総合的に評価した結果、対象者の1株当たりの株式価値評価のレンジは、124円から244円が相当であると報告されています。

その上で、対象者は、企業価値評価報告書を参考にしつつ、リーガルアドバイザーである、弁護士菅弘一氏より本公開買付けに関する法的助言をもとに、当社との間で十分な協議及び交渉を行い、本公開買付けに関する諸条件を慎重に検討した結果、本公開買付けの諸条件は妥当であり、本公開買付けが対象者の株主に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、平成19年10月25日開催の対象者取締役会において、買付価格の点も含めて、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議いたしました。

なお、対象者の取締役会における上記の決議には、対象者の取締役である野中誠之氏、西田紀明氏及び田中宗一郎氏は、公開買付者の従業員であることに鑑み、利益相反回避の観点から、特別利害関係人として上記取締役会の審議及び決議に参加していません。本公開買付けに対する賛同意見の表明にかかる決議が行われた対象者の取締役会には、特別利害関係人とならない代表取締役の平林久和及び監査役3名のうち2名が出席し、上記の賛同意見の表明に関して出席取締役による決議がされているとともに、対象者の全ての出席監査役が本公開買付けに賛同意見を表明することに賛成の意を表しております。

③算定機関との関係

フロンティア・マネジメント株式会社は、当社の依頼に基づいて分析を行いました。当社及び対象者の関連当事者に該当いたしません。

(5) 買付予定の株券等の数

株式等種類	①株式に換算した買付予定数	②株式に換算した超過予定数
株券	4,155,380株	－株
新株予約権証券	－株	－株
新株予約権付社債券	－株	－株
株券等預託証券	－株	－株
合計	4,155,380株	－株

- (注1) 本公開買付けでは、公開買付者は、法第27条の13第4項各号に掲げるいずれの条件も付しておらず、応募株券の全部の買付けを行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式（平成19年9月30日現在6,070株（対象者が実質的に所有していないものを除きます。以下同じです。））を取得する予定はありません。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。但し、応募に際しては株券を提出する必要があります。株券が公開買付代理人（又は公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構）により保管されている場合は、株券の提出は必要ありません。
- (注4) 本公開買付けにおける買付け等を行う株券等の最大数は、4,155,380株となります。これは、対象者が平成19年6月27日に提出した第25期有価証券報告書に記載された平成19年3月31日現在の発行済株式総数から、対象者が保有する自己株式数（平成19年9月30日

現在で6,070株)及び買付者が保有する株式数(平成19年9月30日現在9,029,000株)を控除した株式数です。

(6) 公開買付けによる所有株式数の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	9,029個	(買付け等前における株券等所有割合 68.45%)
買付け予定の株券等に係る議決権の数	4,155個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	13,177個	—
(ご参考) 買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,105個	(買付け等前における株券等所有割合 8.38%)

(注1)「買付け予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付け等を行う株券等の最大数に係る議決権の数を記載しております。

(注2)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は各特別関係者が所有する株券等(対象者が保有する自己株式を除きます。)に係る議決権の合計を記載しております。但し、「買付け予定の株券等に係る議決権の数」には、特別関係者の所有する株券等に係る議決権の数が含まれているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を分子に加算しておりません。

(注3)「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が平成19年6月27日に提出した第25期有価証券報告書に記載された平成19年3月31日現在の総株主の議決権の数であります。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても対象としていますので、「買付け予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式(対象者が保有する単元未満自己株式を除きます。)に係る議決権の数(対象者が平成19年9月30日現在の議決権の個数である7個)を加えて、「対象者の総株主の議決権の数」を13,184個として計算しています(対象者の単元株式数は1,000株です。)

(注4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 997,291,200円

(注1) 買付代金は、本公開買付けにおける買付け等を行う株券等の最大数(株式に換算したもの)(4,155,380株)に、1株当たりの買付価格を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
 藍澤証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目20番3号

②決済の開始日
 平成19年12月18日(火曜日)

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け後の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主の場合にはその常任代理人）宛に郵送いたします。

買付けは現金にて行います。買付けられた株券に係る売却代金は、応募株主等への指示により、決済開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金いたします。

④株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、応募株主等への交付若しくは応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所への郵送により返還するか、又は、当該株券等が応募の時点において公開買付代理人（若しくは公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構）により保管されていた場合は、応募が行われたときの保管の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

該当事項はありません。公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引き下げの条件の有無、その内容及び引き下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに、応募受付した公開買付代理人の各本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、公開

買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しも含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託

者・委任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 19 年 10 月 26 日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

藍澤証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目20番3号

3. その他

(1) 対象者又はその役員との間の合意等

対象者は、平成 19 年 10 月 9 日開催の取締役会において、買付価格に対する意見を留保のうえ、本公開買付けに賛同する旨の決議を行っており、平成 19 年 10 月 25 日開催の対象者取締役会において、買付価格の点も含めて、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議をしております。

また、平成 19 年 10 月 25 日に、当社は、対象者の株主である富士本淳氏（当社代表取締役社長）（平成 19 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合（以下「株式所有割合」といいます。）7.03%）、野中誠之氏（対象者取締役）（株式所有割合 0.87%）、赤司俊雄氏（株式所有割合 0.38%）、鈴木輝彦氏（株式保有割合 0.10%）との間で、それぞれその保有する対象者の株式の全部について本公開買付けに応募することを合意しております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者が、平成 19 年 10 月 2 日に「平成 19 年 3 月期の売上処理についての調査結果のお知らせ」を公表しておりますとおり、対象者の平成 19 年 3 月期の決算に不適切な処理があったことが判明いたしました。その結果、ジャスダック証券取引所において、虚偽記載により上場廃止基準に該当するおそれがあるとのことから、平成 19 年 10 月 2 日付けで監理ポストに割り当てられました。

また、対象者はすでに過年度分の決算の訂正を完了し、平成19年10月25日付で平成19年3月期（第25期）有価証券報告書等の訂正報告書を提出するとともに、平成19年10月25日付で平成19年3月期決算短信の訂正版を公表しておりますが、本件訂正に関してジャスダック証券取引所における、対象者株式の上場継続、廃止判断においていずれの結果であった場合も、「1. 買付け等の目的」の「(6) 上場廃止等となる見込みがある旨及び上場廃止を目的とする理由」で示したとおり、最終的には、対象者株式は上場廃止となる予定でありますので、対象者株式に係る株券をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

(注 1) 本開示資料中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計欄の数値は必ずしも計数の総和と一致しない場合があります。

(注 2) 本開示資料中の記載において、「法」とは金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）、「令」とは金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）、「府令」とは発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注3) 本開示資料中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとし、本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

以上